

議案第 4 号

木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

木古内町国民健康保険税条例（昭和 43 年条例第 11 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 5 月 9 日提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

## 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木古内町国民健康保険税条例(昭和43年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第23条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

#### (適用区分)

- 2 改正後の木古内町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。